

断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等

平成 25 年 12 月 27 日経済産業省告示第 270 号（制定）
 平成 26 年 11 月 28 日経済産業省告示第 236 号（一部）
 平成 31 年 3 月 29 日経済産業省告示第 68 号（一部）
 令和元年 7 月 1 日経済産業省告示第 46 号（一部）
 令和 2 年 3 月 31 日経済産業省告示第 68 号（一部）
 令和 5 年 3 月 28 日経済産業省告示第 23 号（一部）

1 判断の基準

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和 54 年政令第 267 号）第 21 条第 1 号に規定する断熱材（以下「断熱材」という。）の製造、加工又は輸入の事業を行う者（以下「熱損失防止建築材料製造事業者等」という。）は、目標年度（令和 4 年 4 月 1 日に始まり令和 5 年 3 月 31 日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する断熱材（ただし、硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材にあつては、目標年度（令和 8 年 4 月 1 日に始まり令和 9 年 3 月 31 日に終わる年度）以降の各年度、押出法ポリスチレンフォーム及びガラス繊維（グラスウールを含む。以下同じ。）を用いた断熱材にあつては、目標年度（令和 12 年 4 月 1 日に始まり令和 13 年 3 月 31 日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するものに限る。）の熱損失防止性能（3 に定める方法により測定した値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷面積により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準熱損失防止性能を上回らないようにすること。

区 分		区 分 名	基準熱損失防止性能
断熱材の基材	断熱材の種類		
押出法ポリスチレンフォーム		押出法ポリスチレンフォーム断熱材	0.03036
ガラス繊維		グラスウール断熱材	0.03942
スラグウール又はロックウール		ロックウール断熱材	0.03781
硬質ポリウレタンフォーム	2 種	硬質ウレタンフォーム断熱材 2 種	0.02216
	3 種	硬質ウレタンフォーム断熱材 3 種	0.02289

備考 1 「2 種」とは、日本産業規格（以下「J I S」という。）A9521（2022）に規定する硬質ウレタンフォーム断熱材の種類が 2 種のものをいう。

2 「3 種」とは、J I S A9521（2022）に規定する硬質ウレタンフォーム断熱材の種類が 3 種のものをいう。

2 表示事項等

2-1 表示事項

断熱材の熱損失防止性能に関し、熱損失防止建築材料製造事業者等は、次の事項を表示すること。

- イ 品名又は形名
- ロ 区分名
- ハ 熱損失防止性能
- ニ 熱損失防止建築材料製造事業者等の氏名又は名称

2-2 遵守事項

- (1) 2-1ハに掲げる熱損失防止性能は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第4第1号下欄に掲げる数値を有効数字2桁以上で表示すること。
- (2) 2-1に掲げる表示事項の表示は、次の箇所に容易に消えない方法で記載して行うこと。

イ 断熱材（包装材を含む。）の見やすい箇所

ロ 断熱材の性能に関する表示のあるカタログ又は断熱材の選定に当たり熱損失防止建築材料製造事業者等により提示される資料の見やすい箇所

3 熱損失防止性能の測定方法

1の熱損失防止性能は、J I S A9521（2022）に規定する方法により測定した熱伝導率とする。

附 則（平成25年12月27日経済産業省告示第270号）

この告示は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。ただし、2の規定は、平成二十七年七月一日から施行する。

附 則（平成26年11月28日経済産業省告示第236号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日経済産業省告示第618号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年7月1日経済産業省告示第416号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和2年3月31日経済産業省告示第68号）

（施行期日）

1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和三年三月三十一日までに熱損失防止建築材料製造事業者等が出荷する硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材については、この告示による改正後の断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等2の規定は、適用しない。

附 則（令和5年3月28日経済産業省告示第23号）

（施行期日）

1 この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 押出法ポリスチレンフォーム及びガラス繊維を用いた断熱材において、断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等の2の規定により行うべき表示事項等は、令和六年三月三十一日までは、従前の例によることができる。